

令和7年度 秋田県衛星デジタル画像データ整備仕様書

本仕様書は、衛星デジタル画像データ及び衛星デジタル画像データのオルソ化等の仕様を示したものである。

1 衛星デジタル画像データの仕様

(1) 画像データの種類

下記「2. 衛星デジタル画像データのオルソ化仕様（基準）」に基づきオルソ化した、1.5mの解像度を有したカラーオルソ画像データ（以下「画像データ」という。）を取得すること。

(2) 画像データ等の整備範囲

画像データについては、秋田県全域を整備範囲とする。

(3) 画像データの撮影年

当年度撮影の画像データとすること。

(4) 画像データに含まれる雲量及び積雪

- ① 秋田県の管轄区域内で、おおむね10%以内とすること。
- ② 上記割合以内の画像データがない場合、過年度までに撮影されたデータの中から雲量及び積雪が最も少ないもので補完すること。

(5) 画像データの選定

画像データについては、当該業務の趣旨に即したもの（保安林内における森林変化抽出支援ソフト（令和5年度版）（以下「抽出ソフト」という。）で森林変化域の差分抽出ができること等）を選定すること。

(6) 画像データの色調等

4バンド（B/G/R/NIR）8ビットを有すること。

2 衛星デジタル画像データのオルソ化仕様（基準）

衛星デジタル画像データについては以下の方法により、オルソ化し、提出図郭ごとに切り出すこととする。

(1) 座標系

使用する座標系は世界測地系の平面直角座標系とする。

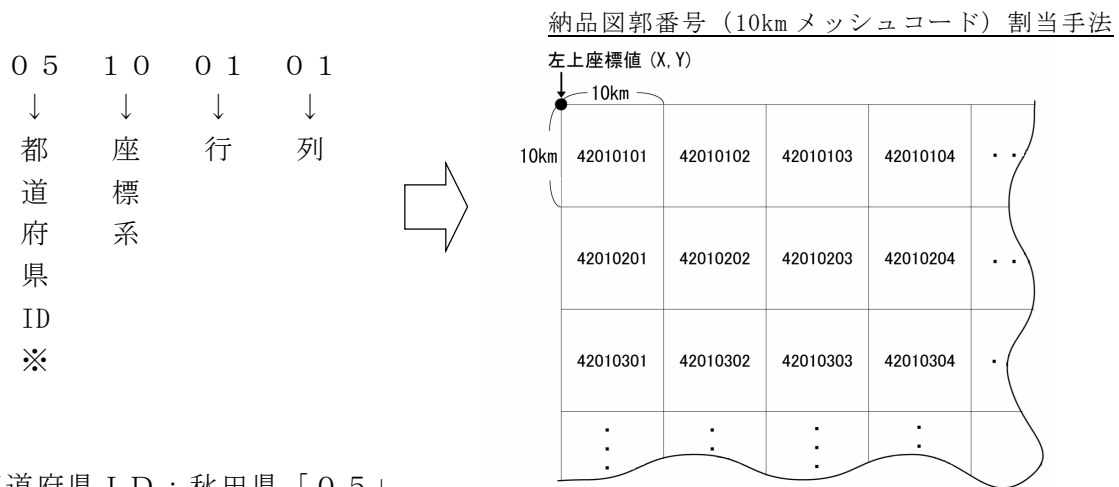
(2) オルソ化後の位置精度

オルソ化にあたって、国土地理院発行 1/25,000 地形図及び数値地図 10mメッシュ（標高）と同等以上の位置精度を基準とし、オルソ化する。又、1/25,000 地形図

同等以上の位置精度が取得できるように GCP 補正を行うこと。

(3) オルソ化した画像の納品図郭

- ① 各座標系に指定する左上座標値 (X, Y) を基準として 10km×10km のメッシュを南方向及び東方向に連続して設定し、そのうち取得範囲にかかるメッシュを納品図郭とし、図郭ごとに切り出して納品すること。
- ② 座標値は別表「オルソ化画像 (10km メッシュ) に付する図郭の左上座標値」によること。
- ③ 図郭番号 (10km メッシュコード) は「都道府県 ID (秋田県は “05”) + 座標系番号 + 行番号 + 列番号」とし、下図に基づき図郭番号を割り当てること。



※都道府県 ID : 秋田県「05」

※成果例は資料 1 参照

別表

オルソ化画像 (10km メッシュ) に付する図郭の左上座標値

座標系	都道府県	左上座標値		備考
		X	Y	
10	秋田	-100000	60000	

(4) オルソ化した画像のファイル形式及びファイル名 (資料 1 参照)

- ① オルソ化した画像のファイル形式は GeoTiff 形式とすること。
 - ② オルソ化した画像のファイル名は「10km メッシュコード_00+撮影年の下二桁.tif」とし、画像データが同じ 10km メッシュ内で異なる撮影年次の場合、ファイル名に「10km メッシュコード_それぞれの撮影年の下二桁.tif」とすること。
- ※例 1 : 10km メッシュコード 43020307 に当たる 2025 年撮影の画像を使ってオルソ化した場合、ファイル名は「43020307_0025.tif」とすること。
- ※例 2 : 2 次メッシュコード 42010202 に当たる 2024 年及び 2025 年撮影の画像を使ってオルソ化した場合、ファイル名は「42010202_2425.tif」とすること。

画像リスト・記入例

都道府県名	ファイル名	衛星名	撮影年月日	撮影角度
秋田県	42010202_0000	SPOT6	2000 年 00 月 00 日	10.000°
秋田県	43020307_0025	SPOT6、SPOT7	2025 年 7 月 7 日 2025 年 8 月 8 日	11.000° 12.000°
秋田県	42010202_2425	SPOT7	2024 年 9 月 9 日 2025 年 9 月 10 日	13.000° 14.000°

(5) 画像管理ファイルの作成及び接合処理（資料 2 参照）

- ① ひとつの 10km メッシュ内で、異なる撮影年次のシーンが含まれる場合は、それらを接合したものとする。
- ② 撮影年次の境界を明確にするため、資料 2 の様式により都道府県のシーンごとの境界を示すポリゴン（シェープファイル〔画像管理ファイル〕）を作成すること。
- ③ ファイル名は、「秋田県画像管理.shp」とすること。
- ④ ポリゴンの属性は、県名、衛星名、撮影年月日、撮影角度、ファイル名とすること。
- ⑤ 座標系は画像データと同一とすること。

3 画像データ等のライセンス（使用許諾範囲）について

画像データは、以下の範囲及び内容でのみ使用できるものとする。

① 国

林野庁の業務において使用できるものとする。ただし、保安林整備事業以外の業務で第三者に委託して実施する場合は、別に使用許諾をえるものとする。

② 県

秋田県の本庁及び出先機関の林務関係部局（試験研究目的を除く。）の業務において使用できるものとする。ただし、保安林整備事業以外の業務で第三者に委託して実施する場合及び秋田県その他部局の業務又は市町村における業務で使用する場合は、別に使用許諾を得るものとする。

4 納品及び納品場所

(1) 納品

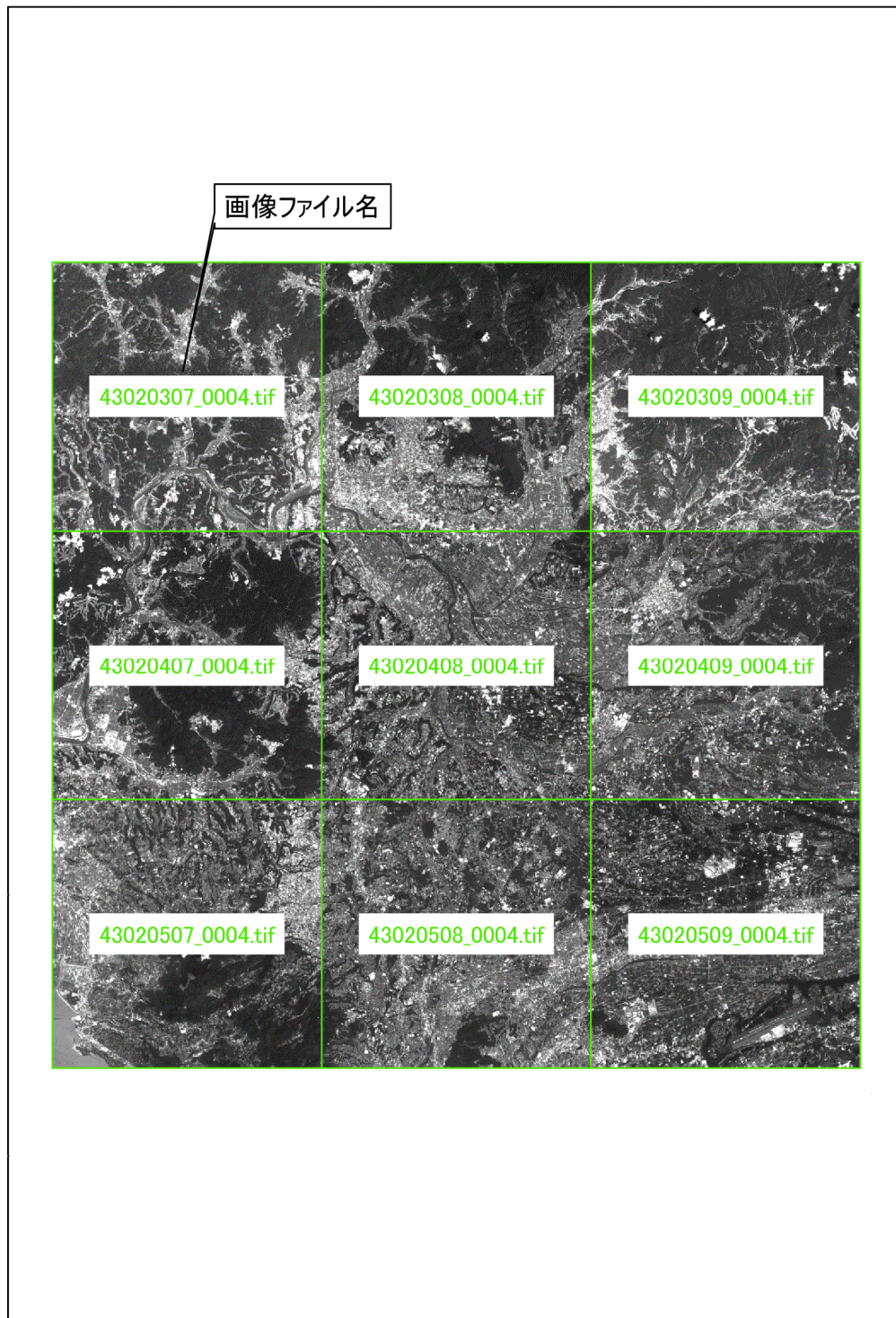
衛星画像オルソ化画像データや図郭等一式を、DVD 又はポータブルハードディスク等のメディアにより、2 部納品する。

(2) 納品場所

秋田県 農林水産部 森林環境保全課 森林管理チームとする。

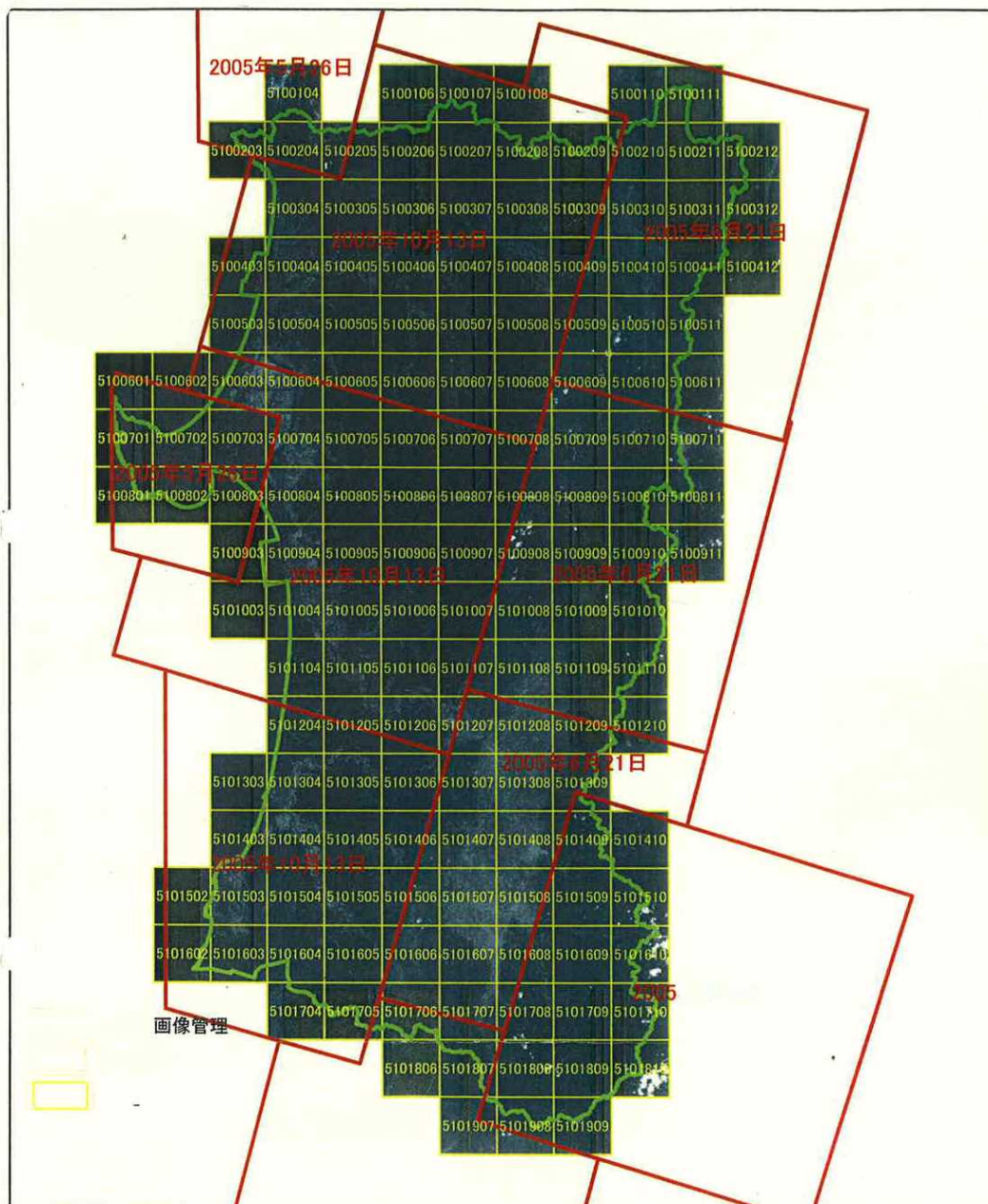
資料 1

オルソ化した画像の納品図郭番号（10km メッシュコード）
及びファイル名の割当の例



資料 2

画像管理ファイル（ポリゴン(赤線)の shp ファイル）と
オルソ画像の納品図郭（10km メッシュコード）の例



FID	Shape	FID_秋田県	都道府県名	衛星名	
0			秋田県		2005年5月26日 -04.5
2			秋田県		2005年8月6日 +28.8
3			秋田県		2005年10月13日 +11.4
4			秋田県		2005年10月13日 +11.4
5			秋田県		2005年10月13日 +11.4
6			秋田県		2005年6月21日 +02.4
7			秋田県		2005年6月21日 +02.4
8			秋田県		2005年6月21日 +02.4
9			秋田県		2005年6月21日 +02.4
1			秋田県		2005年5月26日 -04.5